

土壤汚染対策法に基づく

土壤・地下水汚染調査のご案内

指 定 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関 環境省（環 2003-1-256）

登 録 計量法に基づく計量証明事業 福岡県（2.6.14号）

近年のISO14001に代表されるリスクマネジメントや不動産適正評価などの中で、不動産（土地）の土壤・地下水汚染の可能性評価が重要な要素となっけていきています。これら自主的調査の増加により、土壤汚染の実態が明らかになってきました。

これを受け、環境省は土壤汚染対策法（平成14年、法律第53号）を改正し、調査の実施要件を拡充しました。改正法は平成22年4月1日から施行されています。これにより、3,000m²以上の土地の形質変更を行う際には、都道府県知事（政令市等は市長）に届出義務が必要となり、土地の履歴によっては調査命令がなされます。

当協会は、環境省から専門的な技術を有する機関として指定された「土壤汚染対策法」の指定調査機関であるとともに、環境計量証明事業所でもありますので、現場調査から室内での分析、測定までを一貫して行い、不動産（土地）の安全性を評価できます。さらに、汚染が判明した場合には、法令に基づき適切な対策のコンサルティングを行います。

お気軽にご用命くださいますようご案内申し上げます。



改正土壤汚染対策法の概要

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染の恐れがあると都道府県知事が認める時(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずる恐れがあると都道府県知事が認める時(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において、土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者または占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずる恐れがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 →汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
 →土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

②形質変更時届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずる恐れがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域
 →土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

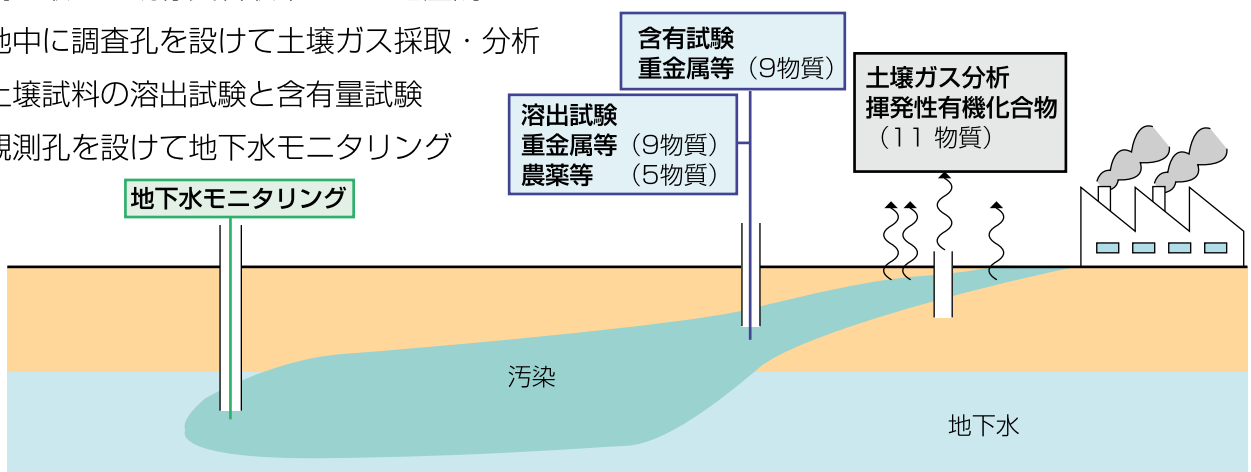
汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

※改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日から施行
 ※下線部が改正内容

調査の内容

- 聞き取りや既存資料収集による地歴調査
- 地中に調査孔を設けて土壤ガス採取・分析
- 土壤試料の溶出試験と含有量試験
- 観測孔を設けて地下水モニタリング



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0410

FAX 092-662-0411(代表) 092-662-0424(環境保全課)

e-mail:syougai@keea.or.jp http://www.keea.or.jp

調査・予測関係 : 環境部 環境保全課

料金・見積関係 : 総務部 渉外課